

養育費確保をサポートします！

# 多摩市養育費確保

## 支援補助金



養育費を確保するための取り決めに促し、継続して養育費を受け取れるよう、手続きに係る費用補助を行います。まずは、お気軽にお問合せください。

以下の費用の全部又は一部を助成します。

- 養育費の取決めに関する公正証書作成に要する費用
- 養育費に関する家庭裁判所の調停申立て又は裁判の申し立てに要した費用

補助上限額  
50,000円

※公正証書の作成を弁護士や行政書士等に依頼した際の報酬等は、補助対象外



問合せ先  
多摩市役所 子ども青少年部 子ども・若者政策課  
手当・医療・相談担当  
042-338-6833（直通）

裏面へ



# 補助対象者

多摩市に住所を有するひとり親等のうち、次の全ての要件を満たす方。

- (1) 養育費の取決めの対象となる子(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの方をいう。)と同居し、扶養している方
- (2) 養育費の取決めや取得に要する費用を負担している方

過去に多摩市又は他自治体から、同補助金を受給している方は、交付対象外です。

## 申請方法

### 1 相談

子ども・若者政策課へ電話予約のうえ、担当までご相談ください。



### 2 補助金の申請・請求

養育費の取決めを交わした文書を作成した日の翌月の初日から、6か月以内に、補助金の交付申請と請求を行ってください。

- (1) 多摩市養育費確保支援補助金交付申請書兼請求書(第1号様式)
- (2) 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は戸籍抄本
- (3) 申請者の属する世帯全員の住民票の写し
- (4) 補助対象経費に係る領収書等の写し
- (5) 養育費の取決めに関する公正証書は調停証書、審判書若しくは判決書、和解調書等の写し
- (6) 本人確認書類(写真つき1点、写真なし2点)

#### (4)、(5)添付資料の具体例

家庭裁判所の裁判・審判・調停	公正証書の作成
<ul style="list-style-type: none"><li>・収入印紙代の領収書の写し</li><li>・戸籍謄本等取得の領収書の写し</li><li>・連絡用切手代の領収書の写し</li><li>・調停証書、審判書、判決書、和解調書・の写し</li></ul> ※全文が記載されているもの	<ul style="list-style-type: none"><li>・公証人手数料の領収書の写し</li><li>・連絡用切手代の領収書の写し</li><li>・公正証書の写し</li></ul> ※全文が記載されているもの



### 3 交付決定

補助金の交付申請後、市が補助金の審査と交付決定を行い、多摩市養育費確保支援補助金交付決定通知書(第2号様式)にて、通知します。

### 4 交付

多摩市養育費確保支援補助金交付請求書(第4号様式)の提出後、交付申請時に指定された口座に、補助金が振り込まれます。

